

令和8年7月21日

▼タイトル

県内初！

高島ワークワーク協同組合が「特定地域づくり事業協同組合」に認定されます！

▼概要

市内事業協同組合の「高島ワークワーク協同組合」が、県内で初めて「特定地域づくり事業協同組合」として認定されることとなりました。

「特定地域づくり事業協同組合」は、地域人口の急減に直面している地域において、複数の企業が連携し、季節ごとの繁忙期や閑散期に合わせて労働力を融通し合うマルチワークを可能にする制度です。

本組合が認定を受けることで、市内事業者の事業の維持・拡大を推進するとともに、安定的な雇用環境と一定の給与水準の確保により、地域外からの人材流入の促進にも寄与することが期待されます。

▼認定証の交付について

下記のとおり滋賀県から認定証が交付されます。

1. 日 時 令和8年7月23日（木）13時00分～13時15分
2. 場 所 滋賀県庁本館3階 知事室
3. 参加者（敬称略）

【認定組合】高島ワークワーク協同組合 代表理事 清水 安治
事務局長 坂井田 智宏

【関係団体】滋賀県中小企業団体中央会 専務理事 宇野 良彦

【滋 賀 県】知事 三日月 大造

【高 島 市】市長 今城 克啓 ほか

4. 認定証の交付に関する問い合わせ先

滋賀県 総務部 市町振興課 地域戦略支援係

担当：木原 ・ 堤

電話番号：077-528-3231

▼問い合わせ先

○所 属： 官民共創本部 未来創造課

○担 当： 堀居 ・ 奥村

○電 話 番 号： 0740（25）8114

○ファックス： 0740（25）8101